

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）

日 時 平成20年9月19日（金）

午前10時

場 所 生駒市役所401・402会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 情報への権利について
 - (2) 情報共有制度について
 - (3) 情報収集・管理について
 - (4) 個人情報保護について

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 情報への権利</p>	<p>【ニセコ町】 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>【宝塚市】 (市民の権利と責務) 【再掲地域コミュニティ部会】 第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>【生野町】 (情報を得る権利) 第7条 私たち町民は、行政活動について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>【多摩市】 (市民の権利) 第5条 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</p> <p>【伊賀市】 (情報への権利) 第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【名張市】 (市民の権利) 【再掲地域コミュニティ部会】 第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>【篠山市】 (市民の権利及び責務) 第10条 2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (情報への権利) 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【条例解説案例示】 ●情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。</p>

<p>各市町条例 (2) 情報共有制度</p>	<p>【ニセコ町】 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p> <p>【伊賀市】 (情報共有のための制度) 第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。 3 前2項に関することは、別に定める。</p> <p>【篠山市】 (情報の共有、提供及び公開) 第5条 3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。 【条例案例示】 (情報共有制度) 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない。 【条例解説案例示】 ●市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。</p>

<p>各市町条例 (3) 情報収集・管理</p>	<p>【ニセコ町】 (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p>【伊賀市】 (情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (情報の共有、提供及び公開) 【再掲】 第5条 3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (情報収集及び管理) 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、ベンチマーキングなどの手法により常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要ときに職員の誰もが引き出せるようファイリングシステムの充実による情報の適正管理について定めています。</p>

<p>各市町条例 (4) 個人情報保護</p>	<p>【ニセコ町】 (個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【宝塚市】 (個人情報の保護) 第10条 市は、個人情報の保護に努めなければならない。</p> <p>【生野町】 (個人情報の保護) 第26条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【多摩市】 (個人情報の保護) 第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。</p> <p>【伊賀市】 (個人情報の保護) 第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。</p> <p>【名張市】 (個人情報保護) 第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。</p> <p>【篠山市】 (個人情報の保護) 第7条 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (個人情報の保護) 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例では基本的な事項を定めています。具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。</p>